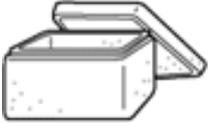


# 奈良市のごみ事典の主な分別の変更について

令和5年4月から一部のごみの分別が変わります。

- 落ち葉・雑草、発泡スチロール、シュレッダーごみ（紙）
  - 他のごみと混ぜる、袋の1/2までにする、といった制限をなくしました。
- 45ℓ袋に入り、袋の口がしばれ、5kg未満であるかどうか、「大型ごみ」と「燃やせる・燃やせないごみ」の見分け方としています。（鉄アレイ、七輪等の例外あり）
- 傘のみ一部が45ℓ袋から飛び出しても「燃やせないごみ」で収集する、としましたが、柄の部分が長いもの（ほうき、つえ、バット）等についても、袋から飛び出しても「燃やせないごみ」としました。（全体の長さが1.2mのものまで。それ以上は大型ごみ）
- 革製品（ベルト・グローブ等）は燃やせるごみになりました。
- クッションは収集できません。工場へ直接持ち込んでください。

## 【事典の記載例】

品目	変更前 (現行の分別区分等)	変更後 (新しいごみ事典の分別区分等)	参照 ページ
靴（はきもの類）・ かばん 	燃やせるごみ ※令和4年1月変更	燃やせるごみ ベルト・グローブ等の革製品も燃やせるごみです。 ※スーツケース、キャリーバッグ、ランドセルは「大型ごみ」	P 2
落ち葉・雑草 	燃やせるごみ・大型ごみ 袋の2分の1以下とし、他の燃やせるごみと混ぜて水で湿らせて出してください。それ以上は「大型ごみ」	燃やせるごみ ※ <u>落ち葉・雑草のみでも収集します。（家庭から出るもののみが対象です。）</u> ※袋の数は、他の燃やせるごみとあわせて1世帯2袋まで	P 2
発泡スチロール (緩衝材・容器型) 	燃やせるごみ 他の燃やせるごみと混ぜて、水で湿らせて出してください。 発泡スチロールのみの場合は「大型ごみ」	燃やせるごみ ※ <u>発泡スチロールのみでも収集します。</u> ※袋の数は、他の燃やせるごみとあわせて1世帯2袋まで	P 2

<p>シュレッダーごみ (紙)</p> 	<p>燃やせるごみ 他の燃やせるごみと混ぜて、水で湿らせて出してください。飛散防止のため必ず袋の空気を抜いてください。シュレッダーごみのみの場合は「大型ごみ」</p>	<p>燃やせるごみ <b>※シュレッダーごみのみでも収集します。</b> ※袋の数は、他の燃やせるごみとあわせて1世帯2袋まで ※飛散防止のため水で湿らせてください。</p>	<p>P 2</p>
<p>傘・ほうき等</p> 	<p>燃やせないごみ 傘のみ、袋の口から飛び出しても収集する</p>	<p>燃やせないごみ 傘など、柄の部分長い物等については、45ℓの袋からはみ出しても「燃やせないごみ」として出せます。 <b>※長さ1.2mのものまで</b></p>	<p>P 3</p>
<p>クッション</p> 	<p>燃やせるごみ 30cm以上は大型ごみ</p>	<p><b>工場持込のみ</b></p>	<p>P13 P22</p>
<p>ぬいぐるみ</p> 	<p>燃やせるごみ 30cm以上は大型ごみ</p>	<p>燃やせるごみ ※45ℓ袋に入らないものは「大型ごみ」 <b>中身がビーズや発泡スチロール製のものは工場持込のみ</b></p>	<p>P28</p>
<p>PPバンド・うちわ</p> 	<p>燃やせないごみ</p>	<p><b>燃やせるごみ</b></p>	<p>P20 P29</p>
<p>珪藻土マット (注)</p> 	<p>収集しない (令和2年12月以降～)</p>	<p><b>燃やせないごみ</b> ※45ℓ袋に入らないものは「大型ごみ」</p>	<p>P22</p>